

議案第 75 号

関市特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

関市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 6 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

特別職職員の給与を減額するため、この条例を定めようとする。

関市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

関市特別職職員の給与に関する条例（昭和43年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 平成25年7月から9月までに支給する市長の給料月額並びに同年7月及び8月に支給する副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、当該額に10分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8項の規定は、平成25年7月1日から適用する。